

下水道管の老朽化に対するさらなる財政支援等を求める意見書

我が国の下水道等による汚水処理人口普及率は9割を超え、多くの国民が衛生的で快適な生活環境を享受するに至っている。

一方で、昭和40年代から昭和50年代に集中的に整備された下水道ストックは、標準耐用年数50年を経過し、今後急速に老朽化することが見込まれており、持続可能な下水道機能確保のためには、計画的な維持管理や改築事業の実施が必要とされている。しかしながら、下水道は地下のインフラであり、点検が困難な箇所を抱えるとともに、構造物本体のみならず周辺の地盤の影響も考慮する必要があることから、保守や維持管理などのマネジメントが容易ではないことが喫緊の課題となっている。

このような状況の中、令和7年1月には、埼玉県において下水道管の破損に起因すると考えられる大規模な道路陥没による死亡事故が発生し、約120万人の方々が下水道の使用自粛を求められるなど、下水道管の老朽化が社会全体に極めて深刻な影響を及ぼすことが改めて浮き彫りとなった。

そのため、国においては、埼玉県における道路陥没事故を受け、全国で大口径かつ古い下水道管路を対象とした調査を行うとともに、調査結果を踏まえ、緊急改築を実施するために、令和6年度一般会計予備費から財政措置を講ずることとしたところである。

しかしながら、多くの地方公共団体が技術職員の減少や使用料収入の減少といった様々な課題を抱えており、限られた人員や予算の下で適切なインフラマネジメントを推進するためには、さらなる国の支援が必要不可欠となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、下水道管のインフラマネジメントの推進に向け、新技術の開発等による技術的支援の強化とともに、さらなる財政措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
国土交通大臣		